

平成29年4月より

平成28年10月

東大阪市の介護予防・日常生活支援総合事業

(総合事業)が始まります

総合事業とは

要支援1・2の方への介護予防サービスの訪問介護と通所介護は、これまでは全国一律の基準でしたが、介護保険法の改正により、各市町村独自の介護保険地域支援事業へと移行することになります。

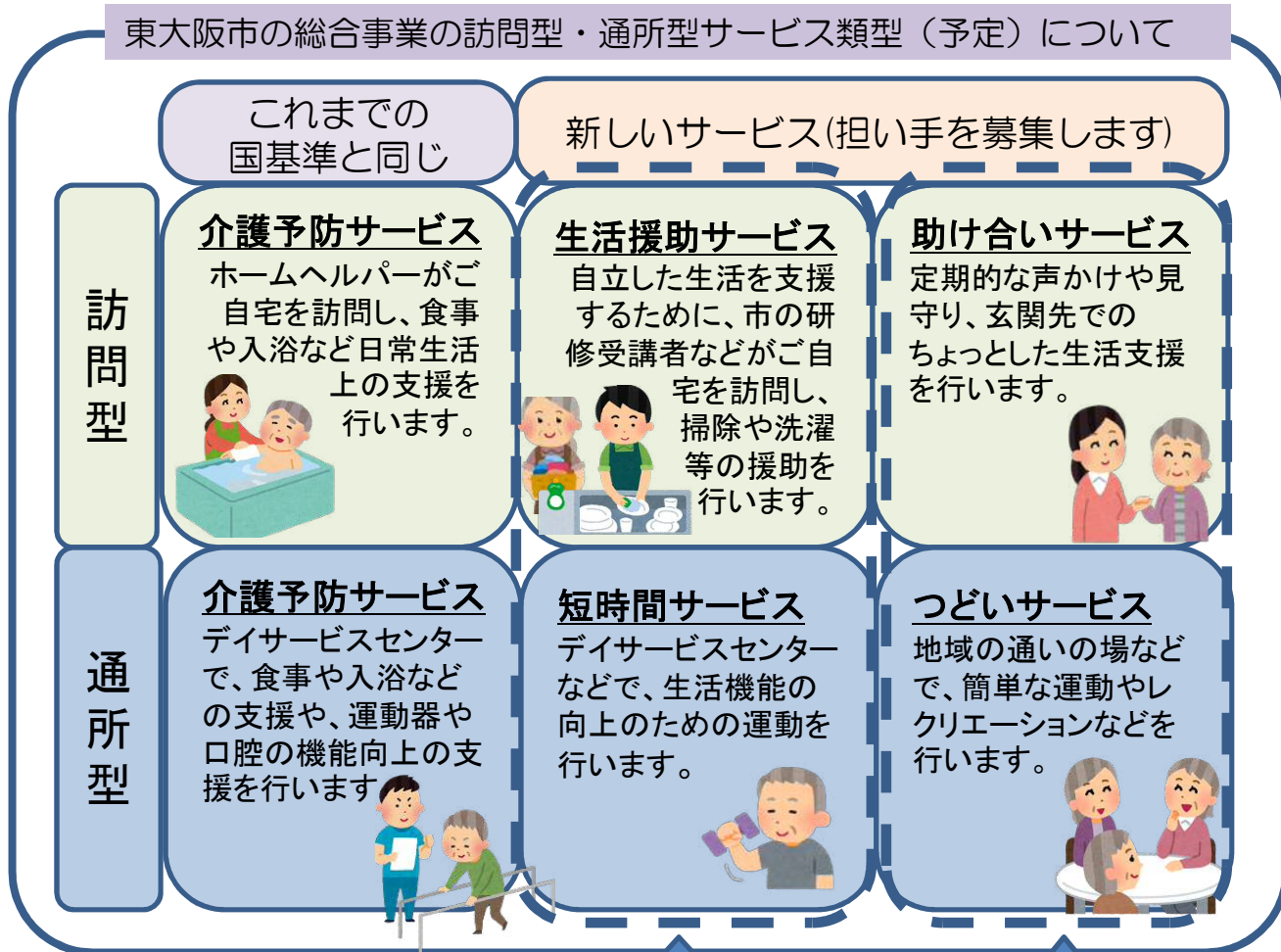
なお、要介護の方の介護サービスや、要支援の方の訪問看護や通所リハビリなどのサービスはこれまでどおりで変わりありません。

東大阪市では

比較的軽度な介護が必要な要支援1・2の方への支援について、これまでの介護事業所に加えて、多様な担い手である市民ボランティアや地域での支え合いなどによる多様な支援を推進していきます。

また、65歳以上の全ての方を対象とする一般介護予防事業なども今後一層広く展開していき、高齢者が出来るだけ元気に暮らせるまちづくりを目指します。

東大阪市の総合事業の訪問型・通所型サービス類型(予定)について



総合事業の利用について
お近くの地域包括支援センターで、サービスの説明や手続などを行います。
お気軽にご相談ください。
(現在は制度開始に向けて準備中です)



事業者を募集
(報酬単価制度)

市民ボランティアや地域での支え合い活動グループなどを募集(助成制度あり)

お問い合わせ先
東大阪市福祉部高齢介護室
地域包括ケア推進課
TEL 06-4309-3013
FAX 06-4309-3848